

事例 29

1 第1 設問前段について

2 1 本件において、裁判所は、本件承諾書特約に基づく主張を採用しているが、本件承諾
3 書特約のような訴訟契約は自由心証主義（民事訴訟法（以下省略する。）247条）に反
4 し無効となるのではないか。明文なき訴訟契約の有効性が問題となる。

5 (1) この点、審理の方法・訴訟行為の方式・要件など訴訟に関する事項は、多数の事件
6 を公平に処理するため合目的に定められているから、両当事者の合意で任意に変
7 更することはできない。しかし、処分権主義・弁論主義が妥当し、もともと当事者の
8 意思に任されるべき事項がある。このような事項は、できる限り当事者の意思を尊重
9 すべきであるし、当事者の意思を尊重しても問題はない。したがって、これらにつ
10 ての合意はできる限り有効とすべきである。

11 とはいえ、十分結果の予見できない状況の下でなされる合意については、敗訴と異
12 ならない効果を生じるおそれがある。すなわち、意思の自由を広く保障することが、
13 権利保護の要請と矛盾するおそれは否めない。

14 以上から、処分権主義・弁論主義の妥当する事項についての合意であり、合意の効
15 果として訴訟上いかなる不利益を受けるかが明確に予測された場合には、有効性を
16 認めるべきである。ただし、例えば、既に取り調べた証拠方法を後から用いないこと
17 とする合意、あるいは、特定の証拠資料の証拠力を制限する合意は、自由心証主義
18 （247条）の強行法規性に反するから、そのような訴訟契約は認められない。

19 (2) これを本件についてみると、本件承諾書特約は、弁論主義が妥当する事項につ
20 いての合意であることに加え、証拠方法を一定のものに限定する証拠制限契約にすぎ
21 ない。そのため、特定の証拠資料の証拠力を制限する場合のように、自由心証主義を
22 害することにもならないし、合意の効果として訴訟上いかなる不利益を受けるかが
23 明確に予測されているといえる。

24 (3) 以上より、本件承諾書特約は有効であり、裁判所がZの本件承諾書特約に基づく
25 主張を採用したことは問題ない。

26 2 もっとも、本件三者合意は、XのZに対する請求との関係においては、Xにとって不
27 利益な陳述といえるところ、弁論主義との関係で問題となる。

28 (1) まず、本件三者合意を判決の基礎とすることができるか。当事者間において争い
29 のある事実については、当事者の主張がなければ判決の基礎とすることはできない
30 とする弁論主義の第1テーゼとの関係で問題となる。

31 ア この点、主要事実は訴訟の勝敗に直結するものであり、当事者の意思の尊重及び
32 不意打ち防止の見地から弁論主義の対象とすべきである。一方で、間接事実・補助

33 事実は主要事実の存否を推認する資料となる点で証拠と同レベルにあるため、こ
34 れらの事実にも弁論主義の適用があると、裁判官に不自然な判断を強いることと
35 なり、自由心証主義（247条）に反する危険がある。したがって、主要事実のみに
36 適用があるものと解すべきである。なお、主要事実とは、基準の明確性の観点から、
37 権利の発生・変更・消滅を定める規範の要件に直接該当する具体的事実を意味する
38 ものと解する。

39 本件では、本件三者合意にかかる事実は、XのZに対する請求原因事実において、
40 本件業務委託の事務処理のためであることの間接事実となる一方、XのZに対
41 する請求において、Zが主張すべき抗弁事実といえるため、主要事実といえる。し
42 たがって、弁論主義が適用される事実といえる。

43 イ では、本件三者合意にかかる事実について、Xは、Yに対する請求との関係におい
44 ては主張しているところ、これをZに対する請求との関係においても主張したも
45 のとして扱うことはできないか。本件訴訟は、通常共同訴訟（38条）であるところ、
46 通常共同訴訟においては共同訴訟人独立の原則（39条）が妥当するため、このよう
47 な取扱いができるか問題となる。

48 この点、各共同訴訟人間に補助参加の利益が認められるときには補助参加の申
49 出（43条1項）がなくても当然に補助参加の申出がされているものとして扱うと
50 する見解がある（当然の補助参加の理論）。しかし、いかなる場合につき当然の補
51 助参加の効果を認めるかにつき明確な基準を欠き、訴訟を混乱させる恐れがある
52 ため、当該理論は否定すべきである。また、共同訴訟人間の主張共通の原則を肯定
53 する見解もあるが、同様に否定すべきである。いかなる事実主張をするかの自由
54 は、共同訴訟人間において個別に弁論主義が妥当するものであるためである。

55 したがって、XがYに対して本件三者合意にかかる事実の主張をしていたとし
56 ても、Zに対してもこれを主張していたものとして扱うことはできない。

57 ウ もっとも、弁論主義のもとでは、事実に関する主張が対立当事者のいずれから
58 なされたとしても、判決の基礎とすることができる。弁論主義は、裁判所と当事者
59 との間の役割分担に関する原則であり、また、主張責任はいずれの当事者からの主
60 張もない場合の不利益の問題のためである。

61 したがって、当事者間において主張共通の原則が認められることから、本件三者
62 合意にかかる事実に関し、当事者であるXがZに対し、Xの請求原因事実を基礎付
63 ける間接事実として主張した場合には、仮にZが本件三者合意にかかる事実につ
64 いて主張しなかったとしても、Zに対する関係において、本件三者合意を判決の基
65 礎とすることができる。

66 (2) では、XがZに対する請求との関係においても、本件三者合意にかかる事実の主

67 張をした場合において、Zがこれを援用しない場合に証拠調べを要するか問題とな
68 る。

69 ア この点、原告が請求原因事実と抗弁事実のいずれも主張し、被告が抗弁事実を
70 争う場合は、有理性を欠く請求として証拠調べを要せず棄却されるとする見解が
71 ある。しかし、ZがXの主張を援用していない以上、先行自白は成立せず、自白
72 の効果であるところの不要証効果（179条）も認められない。

73 そのため、かかる場合であったとしても、なお証拠調べを要するものとする。

74 イ したがって、仮にZが本件三者合意に関するXの主張を援用しなかったとして
75 も、証拠調べをする必要がある。

76 第2 設問後段について

77 1 XのYに対する請求について

78 本件において、裁判所の心証は、本件貸金債務及び本件三者合意が有効に成立した
79 ものと考えている。そして、XのYに対する請求の訴訟物は、XのYに対する貸金債務
80 500万円の不存在であるため、裁判所としては、「本件貸金債務は金200万円を超えて
81 存在しないことを確認する。原告のその余の請求を棄却する。」との判決をすることに
82 なる。

83 2 XのZに対する請求について

84 本件において、XがZに対する請求において、本件三者合意にかかる事実の主張を
85 した場合には、裁判所としては、かかる事実を判決の基礎とすることができるため、上
86 記裁判所の心証を前提とすると、裁判所は、「Zは、Yに対し、金200万円を支払え。」
87 との判決をすることになる。

88

以上